

<1>

入札公告

公告第70号

令和6年5月2日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号)第142条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂男

記

1. 対象工事

- (1) 工事番号 健診工第1号
- (2) 工事名 健診施設等建設事業 建築工事
- (3) 工事場所 南魚沼市 六日町 地内
- (4) 工種 建築一式工事
- (5) 工事期間 仮契約に対する市議会の同意議決を得た日から令和8年1月31日まで
- (6) 工事概要 新築工事(鉄骨造 地上3階建 延床面積4,843.02㎡)
健診施設棟新築 1.0式 渡り廊下新築 1.0式
バルクタンク置場新築 1.0式 昇降機設備新築 1.0式
外構工事 1.0式

2. 設計書及び図面を閲覧する日時及び場所

- (1) 閲覧日時 令和6年5月2日(木) 午前8時30分から
令和6年5月20日(月) 午後4時まで
- (2) 閲覧場所 南魚沼市ウェブサイトに掲載

3. 入札参加申請書類の提出期限及び場所

- (1) 提出期限 令和6年5月20日(月) 午後4時まで
- (2) 提出場所 南魚沼市役所本庁舎 総務部 財政課 契約検査班
- (3) 提出書類 ①入札参加申込書、②特定共同企業体入札参加資格審査申請書【第11号様式】、③特定共同企業体協定書(任意様式)、④構成員一覧表【第12号様式】、⑤令和6・7年度入札参加資格審査申請時の経営事項審査結果通知書の写し、⑥施工実績確認書(添付書類: 契約書の写し及び工事概要を確認できる図書の写しを含む)【別紙2】
※①②④⑥は指定様式あり。南魚沼市ウェブサイトからダウンロードしてください。
- (4) 提出部数 各1部

4. 入札参加資格審査の結果について

提出書類を審査し、令和6年5月22日（水）午後3時までには不適格者にのみ通知する。

5. 入札及び開札の日時、場所、入札方法

- (1) 入札日時 令和6年5月27日（月）午後1時30分
- (2) 入札場所 南魚沼市役所本庁舎2階 大会議室
- (3) 入札方法 従前とおりの紙入札とする。電子入札は行わない。

6. 入札参加資格要件

以下の要件をすべて満たす特定共同企業体であること。

(1) 特定共同企業体の構成要件

- ・構成員数は3者又は4者とする。
- ・構成員の最小出資比率は20%とし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- ・結成方法は自主結成とする。
- ・「健診施設等建設事業」における当該工事以外の発注工種において、特定共同企業体の代表者又は構成員でないこと。

(2) 特定共同企業体の代表者（代表構成員）の要件

- ① 地域要件：新潟県内に建設業法に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所又は従たる営業所を有する者。
- ② 工種及び評定値等：令和6・7年度南魚沼市建設工事入札参加資格審査申請時に添付した経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書）の建築一式工事における総合評定値が1,000以上であり、かつ、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者。
- ③ 施工実績：入札公告日から過去20年以内に、完成または引渡しが完了した工事において、次に掲げる施工実績を元請（共同企業体の場合は代表構成員）として有する者。
 - 放射線区画を有する延床面積2,000㎡以上の医療施設（総合病院、病院、診療所等）の新築工事又は増改築工事の施工実績

（注）・施工実績には官公庁発注工事のほか、民間工事も含める。

 - ・増改築の場合は、増改築部分のみを実績の対象とする。
- ④ 配置技術者：当該工事に対応する建設業許可業種に係る監理技術者を建設業法に従って専任で配置できる者。

(3) 代表者以外の構成員の要件

- ① 地域要件：南魚沼市内に建設業法に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者、又は南魚沼市から特別認定市内業者の認定を受けた者で南魚沼市内に営業所を有する者。
- ② 工種及び評定値等：令和6・7年度南魚沼市建設工事入札参加資格における建築一式工事の等級がA級又はB級の者。
- ③ 配置技術者：当該工事に対応する建設業許可業種に係る主任技術者等を建設業法に従って専任で配置できること。

(4) 代表者及び構成員に共通の要件（全構成員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと）

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 当該工事の入札参加申請書類の提出日から開札日までの期間に、南魚沼市及び新潟県の指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）。
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く）。
- ⑤ 南魚沼市の入札参加資格審査を受け、令和6・7年度の建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑥ 令和6・7年度の入札参加資格審査申請時の建築一式工事の年間平均完成工事高1,000万円以上の実績を有すること。

(注) ・「健診施設等建設事業」において、発注工種に重複して入札参加資格要件を満たす者であっても、特定共同企業体の構成員として参加できる入札は1工種のみとする。
・特定共同企業体構成員該当候補については、別紙1「(参考) 該当候補業者一覧表」を参照のこと。

7. 質問及び回答

(1) 質問方法

質疑がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和6年5月20日(月)午後4時までに財政課 契約検査班に提出（メール：keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp）する。

(2) 回答方法

令和6年5月22日(水)午後3時までに、参加資格を有するすべての入札参加申込者（特定共同企業体の場合は代表者）に回答書をメールで送信する。

8. 入札保証金

入札保証金は、免除する。

9. 契約保証金

請負代金の100分の10以上を納付すること。

ただし、契約保証金に代わる担保となる下記のいずれか

- ①有価証券の提供、②金融機関の保証、③保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、④公共工事履行保証証券（履行ボンド）、⑤履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。

10. 入札方法

- (1) 入札回数は2回を限度とする。(入札1回、再入札1回)
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札時には工事費等内訳書を持参し、提出すること。
- (4) 特定共同企業体の入札書には、特定共同企業体名及び構成員全員の住所・商号・代表者名を記載し押印すること。代理人入札の場合は、併せてその下部に代理人の氏名を記載し押印することとするが、この場合には代表者の押印は不要とする。
- (5) 特定共同企業体の代表者が入札するときは本人の名刺を、代理人が入札するときは委任状(構成員全員の住所・商号・代表者名を記載し押印したもの)を入札書に添付すること。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11. 予定価格

事後公表とする。

12. 最低制限価格

有(最低制限価格未満の入札者は、再入札できない。)

13. 契約の締結

契約の締結については、落札者と仮契約を締結し、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年条例第51号)第2条に規定する南魚沼市議会の同意議決があった後に、その契約を本契約とみなすものとする。

14. 支払方法

- (1) 前金払 する。 当該年度の支払限度額の10分の4以内の額とする。
- (2) 中間前金払 する。 ただし、前金払をした場合に限る。
- (3) 部分払 する。 回数等は南魚沼市建設工事請負基準約款別表の区分に従うこととし、工事出来高の90パーセント以内の額(当該工事出来高に係る前金払額及び中間前払額並びに部分払として既に支払った額を除く)とする。ただし、前金払及び中間前金払を受けた者は部分払をそれぞれ1回受けたものとみなす。

なお、本工事の予算については2か年の継続費を設定している。各年度における上記支払額の合計は、継続費の年割額に応じて契約締結時に定める各年度の支払限度額を上限とする。

15. 一括下請の禁止

工事の全部又は大部分を、一括して第三者に下請させてはならない。

16. その他

- (1) 入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同建設工事請負基準約款及び南魚沼市の指示による。
- (2) 落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。
- (3) 入札についての問い合わせは、南魚沼市役所 総務部 財政課 契約検査班 とする。

TEL 025(773)6671